

30 こ保発第 12541 号
平成 30 年 10 月 17 日
公 印 省 略

各保育所等施設長 様

大田区こども家庭部
保育サービス推進担当課長 間 亮

「保育の実施について(通知)」

本職に寄せられた保育の実施に関する疑義照会について、下記のとおり回答いたしました。

つきましては、貴施設におかれましても、同様の対応を行ってください。

記

1 保育の必要性の認定について

子どもの保育の必要性の認定については、「子ども・子育て支援法」第 20 条第 2 項に基づき、子どもの保護者の居住地の市区町村が行うこととされております。認定の基準については、市区町村が条例で定めることとされており、大田区では、「大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和 62 年 3 月 13 日条例第 11 号）（以下、条例という。）」を制定し、認定を行っています。

認定は、条例に基づき、それぞれの家庭の「常態」「常時」の状況について保育の必要性を認定し、入園決定を行うもので、いったん入園が認められた場合には、日々の家庭の状況にかかわらず、保育を実施する必要があります（厚生労働省子ども家庭局保育課確認済み）。

したがって、当該児童について保育を実施するにつき健康上問題がある場合や、感染症に罹患しているおそれがある場合を除き、兄弟が疾病の場合や、保護者が体調不良の場合についても保育の実施をお願いします。

2 感染症でない場合の回復期の登園について

回復期の登園について診断書または意見書等の提出があった場合には、原則として保育を実施してください。

ただし、登園時には、診断書等の作成から時間を経過していることから、児童の様子を観察し、必要に応じて「保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日付厚生労働省告示第 117 号）第 3 章健康及び安全 1 子どもの健康支援 （1）子ども

の健康状態並びに発育及び発達状態の把握 イ 保護者からの情報とともに、登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、何らかの疾病が疑われる状態や障害が認められた場合には、保護者に連絡するとともに、嘱託医と相談するなど適切な対応を図ること。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。」に基づいた対応を行ってください。

また、判断にあたっては、「保育所における感染症対策ガイドライン(2018 年改定版)厚生労働省 2018(平成 30)年 3 月、別添 3 子どもの病気 ～症状に合わせた対応～」の「登園前に保護者から相談を受けた場合の対応について」も併せて参考にしてください。

診断書等の提出がなく、口頭での申し出があった場合や、医療機関にかからずに体調が回復したため保育を希望する場合もこれに準じます。

3 参考

(1) 「子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）」

第 20 条第 2 項 前項の認定（注：特定教育・保育給付の認定）は、小学校就学前の子どもの保護者の居住地の市町村（注：特別区を含む）が行うものとする。（以下、省略）

(2) 「大田区保育の必要性の認定等に関する条例（昭和 62 年 3 月 13 日条例第 11 号）」抜粋

(3) 「保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日付厚生労働省告示第 117 号）第 3 章健康及び安全」抜粋

(4) 「保育所における感染症対策ガイドライン(2018 年改定版)厚生労働省 2018(平成 30)年 3 月、別添 3 子どもの病気 ～症状に合わせた対応～」の「登園前に保護者から相談を受けた場合の対応について」

担当 保育サービス課 保育サービス基盤担当 森田